

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年八月十四日奈良県指令建第一一六―二八号

令和八年七月十三日奈良県指令建第一一六―二八―一号

令和八年八月二十七日奈良県指令建第一一六―二八―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年九月一日建第一〇五六四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年九月一日建第六〇五〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市九条町五三三番一、五三三番二、五三三番三、五三三番四、五三三番五、五三三番六、五三三番七、五三三番八、五三三番九、五三三番一〇、五三三番一一、五三三番一二、五三三番一三、五三三番一四、五三三番一五、五三三番一六、五三三番一七、五三三番一八、五三三番一九、五三三番二〇、五三三番二一、五三三番二二、五三三番二三、五三三番二四、五三三番二五、五三三番二六、五三三番二七、五三三番二八、五三三番二九、五三三番三〇、五三三番三一、五三三番三二、五四一番一、五四一番四六、五四一番四七、五四一番四八、八七三番一、八七三番六、八七三番七、一五〇六番及び一五〇七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市福島区福島三丁目三番三号 九〇一号

てんま産業株式会社 代表取締役 川口武彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市九条町五三三番二、五三三番三、五四一番四六及び五四一番四七

公園 大和郡山市九条町五三三番四及び八七三番一

下水道 大和郡山市九条町五三三番二、五三三番五及び五四一番四八の各一部

緑地 大和郡山市九条町八七三番六

水路 大和郡山市九条町五三三番一